

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和3年1月14日 12時55分ごろ
発生場所	三重県四日市港第3区海蔵川河口付近 四日市港東防波堤北灯台から真方位301° 1.23海里付近 (概位 北緯34° 58.6′ 東経136° 38.9′)
インシデントの概要	液体化学薬品ばら積船兼油タンカー 隆政丸は、北西進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和3年1月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船兼油タンカー 隆政丸、498トン 143143、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、隆政汽船有限会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、積荷の目的で河口付近にある棧橋に向けて水路の中央付近を約3～4ノットの対地速力で北西進中、船首方からの出航船を避けるため、水路中央付近の5m水深線より浅い西側の水域に入って航行し、浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲した。 本船は、本インシデントの発生を海上保安庁に通報後、A社が手配したタグボートの支援により離洲した。 船長は、本船の喫水であれば本件浅所を航行できると思っていた。 本船の喫水は、船首約2.1m、船尾約3.6mであった。
分析	本船は、水路の中央付近を北西進中、船長が、水路中央付近の5m水深線から西側が浅くなっていることを知らず、船首方からの出航船を回避する際、本船の喫水であれば航行できると思い、西側の水域に入って航行したことから、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、水路の中央付近を北西進中、船長が、水路中央付近の5m水深線から西側が浅くなっていることを知らず、船首方からの出航船を回避する際、本船の喫水であれば航行できると思い、西側の水域に入って航行したため、本件浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、河口付近を航行する場合、河川からの流入土砂で水深が急に浅くなっているところがあるので、潮汐等を確認の上、本船の喫水に対して水深が十分に余裕がある水域を航行すること。
- ・ 船長は、5 m水深線より内側の水域が浅くなっている場合があるので、むやみに入らないことが望ましい。
- ・ 船長は、出航船がある場合は、本船の喫水に対して水深が確保できる場所で待機することが望ましい。